

副 本

令和2年(ワ)第29号、第172号、第197号、第348号、第509号、令和3年(ワ)第254号、第263号 損害賠償請求事件

原告 椿本紀代ほか31名

被告 国ほか2名





第7 準備書面

令和5年2月10日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告国指定代理人

川	野	裕	矢	
中	村	卓	意	
仁	科	良	彦	
大	谷	し	ずか	
加	地	憲	行	
坂	本	俊	彦	
二	宮	洋	樹	
山	影	優	介	
山	本	卓	男	
和	泉	雅	春	
溝	渕	真	司	
白	土	晶	通	
兜		晶	子	

柳	忠	和	
酒	卷	政	夫 
三	宅	和	志 
松	坂	幸	二 

被告国は、本準備書面において、原告ら8月22日付け上申書を踏まえた令和4年11月30日の第12回口頭弁論期日における裁判所からの釈明事項に対し回答した上で、原告らの令和4年12月7日付け準備書面13（以下「原告ら準備書面13」という。）に対し、必要と認める範囲で反論ないし主張の補充を行う。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 裁判所の釈明事項についての回答

1 原告ら8月22日付け上申書第1の第2段落記載の求釈明事項について

操作規則の解釈として、野村ダム及び鹿野川ダムの各洪水調節規定（野村ダムについて甲A1号証の17条、鹿野川ダムについて甲A2号証の16条）のただし書に定められた水位に達しないときに、ただし書を適用して、各条各号に定める操作以外の洪水調節をすることはできない。

2 原告ら8月22日付け上申書第3記載の求釈明事項について

(1) 被告国の令和4年11月18日付け第6準備書面（以下「被告国第6準備書面」という。）第3の3（26ページ）に記載したところに加え、前記1の回答から明らかなおり、両ダム所長において、旧操作規則に基づくダム操作を行うべき職務上の法的義務を負うものではない。したがって、かかる義務があるとする原告らの主張との関係において、「平成8年変更前の操作規則に基づいて操作した場合、異常洪水時防災操作を回避できたのか否か」について回答の要を認めない。

(2) また、原告らは、ダムへの流入量が最大となった時点で流水を貯留できず、異常洪水時防災操作に移行する場合には、ダムが洪水に「対応していない」と捉えた上で（原告ら準備書面8第3の1・6ページ）、各ダムの計画規模の洪水に対して異常洪水時防災操作に至るかどうかによって操作規則の瑕疵の有無を判断すべきである旨主張し（原告ら準備書面9第6の1・19ページ）、かかる主張を前提に旧操作規則による操作をすれば異常洪水時防災操

作を回避できたか否かについて回答を求める。

しかし、平成8年変更後の操作規則の瑕疵の有無との関係においても、被告第6準備書面第1の3(1)(16ないし18ページ)で述べたとおり、操作規則に定められた洪水調節方法に瑕疵があるかどうか、通常有すべき安全性を備えているといえるかどうかは、様々な洪水に対してダム下流域の浸水被害の防止又は軽減に資するものといえるかによって評価すべきであって、単にダムへの流入量が最大となった時点で流水を貯留できるかどうかや、特定の規模の降雨に対して異常洪水時防災操作への移行を防ぐことができるか否かによって判断されるものではない。すなわち、異常洪水時防災操作に至らなかったにもかかわらず多大な浸水被害の発生した平成7年7月洪水が明らかにしたとおり、河川整備が途上であり、目標とする河川整備完成時点の流下能力をいまだ備えるに至っていない下流地点が存在する状況においては、将来の整備目標が達成されていることを前提とした放流ルールによる洪水調節(例えば、各ダムの旧操作規則に従った洪水調節)を行うことによって異常洪水時防災操作への移行を回避することができることは、必ずしも河川整備完成時点の流下能力を備えるに至っていない下流地点の浸水被害を防止又は軽減することができることを意味しない。そして、治水ダムや多目的ダムにより洪水調節することの意義ないし最終的な目的が、流水をダムに貯留することそれ自体ではなく、また、単にダムへの流入量が最大となる時点で流水を貯留することができるかどうかという一点にあるのではなく、堤防等の他の河川管理施設の機能とあいまって、下流域の浸水被害の発生を防止又は軽減する点にあることに鑑みると、少なくとも、河川整備が途上にある段階における当該ダムの操作規則に定められた洪水調節方法に瑕疵があるかどうかは、当該洪水調節方法の適用によって異常洪水時防災操作への移行を防ぐことができるか否かによって判断されるべきではなく、ダムの最大放流量や基準地点を含めた下流域の河川水位などの指標を参照しつつ、様々な洪

水に対して下流の浸水被害の防止又は軽減に資するものと評価することができるかどうかによって判断されるべきである。

このように、各ダムの操作規則の瑕疵の有無を、計画規模の洪水に対して異常洪水時防災操作に移行するかどうかによって判断すべきであるとする原告らの主張は、河川整備が途上である段階では河川整備完成時点の流下能力を備えるに至っていない下流地点が存在しており、そのような地域の浸水被害の発生を防止又は軽減することについても当然配慮した上でダムによる洪水調節を行う必要があることを何ら考慮しておらず、瑕疵の有無の判断方法として失当である。したがって、異常洪水時防災操作に移行するかどうかによって操作規則の瑕疵の有無を判断すべきであるとする原告らの主張との関係において、「平成8年変更前の操作規則に基づいて操作した場合、異常洪水時防災操作を回避できたのか否か」について回答の要を認めない。

(3) 以上のとおりであるから、被告国としては、現時点において、「平成8年変更前の操作規則に基づいて操作した場合、異常洪水時防災操作を回避できたのか否か」について回答の要を認めない。

第2 原告ら準備書面13に対する被告国の主張の補充

1 旧操作規則と平成8年変更後の操作規則との洪水調節効果の比較について

(1) 被告国第5準備書面第2の6(3)(31及び32ページ)及び被告国第6準備書面第1の3(2)(18及び19ページ)において述べたとおり、平成8年変更後の操作規則の策定に当たっては、実績11洪水^{*1}を1/5年確率から1/100年確率まで縮小・拡大した計55洪水に対する洪水調節効果を検討し、旧操作規則を適用した場合との比較を行った。その比較の方法に

*1 被告国第5準備書面第2の3(5)の注釈7(19ページ)参照

については、本件報告書（乙A66号証）に記載されたとおりである。

この点、原告らは、どのような形で、どのような規模の洪水を比較したのかが不明である旨主張するが（原告ら準備書面13第1の1・2ページ）、前記の比較・検討方法は、本件報告書に記載されたとおり、平成8年当時の肱川流域の河川整備の状況並びに両ダムの洪水調節容量及び放流能力を前提として、実績11洪水をそれぞれ1/5年確率、1/10年確率、1/20年確率、1/40年確率及び1/100年確率まで縮小・拡大した計55洪水に対して、旧操作規則による操作を行った場合と平成8年変更後の操作規則による操作を行った場合をシミュレートした上で、その結果を比較したものである（実績11洪水の対象降雨の詳細や、これらの確率規模を縮小・拡大した際の降雨の規模については、被告国第5準備書面別紙5や、本件報告書8-29及び8-30に記載のとおりである。）。

また、シミュレートに当たっては、新旧いずれの操作ルールについても、各操作ルールに基づく操作を行った結果、各ダムの貯水位が異常洪水時防災操作の開始水位に至った場合には、異常洪水時防災操作を行うものとしてシミュレートしており、旧操作規則か新たな操作ルールかによって、異常洪水時防災操作への移行の有無で場合分けをするなどして比較を行ったものではない。

前記の方法により洪水調節効果を比較した結果は、本件報告書（乙A66号証）8-30ないし8-37ページにまとめられており、異常洪水時防災操作に移行するかどうかという指標（同箇所において「パンク」と記載されているものについては、異常洪水時防災操作に移行するシミュレーション結果となっている。）のみならず、各ダムにおける最大流入量及び最大放流量や大洲地点でのピーク流量について、具体的な数値が記載され、比較検討されているところである。

なお、前記シミュレートに係るハイドログラフは、本件報告書に掲載され

ておらず、被告国において保有していない。また、両ダムのダム計画のもとになった昭和20年9月洪水に対する新旧の操作ルールによる洪水調節効果を検討したことについては、被告国第5準備書面第2の5(3)(24ないし28ページ)で述べたとおりであり、野村ダムについて本件報告書7-10に、鹿野川ダムについて本件報告書7-11ページにハイドログラフが示されている。

- (2) 被告国は、被告国第6準備書面第1の3(3)イ(20及び21ページ)において、前記の洪水調節効果の比較に係る結果を踏まえ、平成8年変更後の操作規則による最大流量の増加量は僅かな程度にとどまっていると評価することができる旨主張した。これに対し、原告らは、なぜ僅かな程度といえるのかが不明である旨主張する(原告ら準備書面13第1の2・3ページ)。

そこで、この点について被告国の主張を補充すると、新旧の操作ルールによる洪水調節効果を比較した結果(本件報告書8-30参照)、大洲地点における最大流量の平均値の増加割合は、1/20年確率の場合に約1.02倍、1/40年確率の場合に約1.05倍、1/100年確率の場合に約1.01倍であり、最大となる1/40年確率においても、その増加量は毎秒185立方メートルである(なお、1/5年確率及び1/10年確率では、旧操作規則による場合よりも最大流量が低減する結果となっている。)。このように、最大でも、旧操作規則による場合の最大流量の平均値(毎秒3957立方メートル)からすると増加の割合としては1.05倍に満たない程度(1/40年確率の場合。なお、1/40年確率においては、旧操作規則による場合であっても最大流量の平均値が東大洲地区の浸水発生流量(毎秒2200立方メートル)の1.8倍弱にまで至る。)にすぎないことからすると、平成8年変更後の操作規則による最大流量の増加量は相対的に僅かであると評価することができる。

また、旧操作規則と平成8年変更後の操作規則との洪水調節効果を比較し

た結果、最大流量が毎秒2860立方メートル（おおむね1/13年確率）を下回る規模の洪水については、平成8年変更後の操作規則の方が高い洪水調節効果を得られると推察された（本件報告書8-31ページ）ところ、最大流量の増減が洪水による被害の程度に及ぼす影響としては、最大流量が東大洲地区の浸水発生流量である毎秒2200立方メートルに近い場合に相対的に大きくなり、旧操作規則による場合であっても最大流量が毎秒2200立方メートルを大きく上回る場合には相対的に小さくなると考えられること、洪水の発生頻度の面からみても、最大流量が毎秒2860立方メートル（おおむね1/13年確率）を下回る規模の洪水は、これを上回る規模の洪水よりも発生頻度が高いこと^{*2}に鑑みると、大規模洪水時における流量が若干増加することを踏まえても、現況の河川整備状況の下においては、平成8年変更後の操作規則の方が総合的な洪水調節効果において優れたものであると判断したことには合理性があるといえる。

被告国は、以上のような考慮を基に、平成8年変更後の操作規則による最大流量の増加量は僅かな程度にとどまっていると評価できる旨主張したものである。

2 野村ダム直下流における流量について

(1) 原告らは、被告国が鹿野川ダムだけについて述べており、野村ダムに触れておらず、新旧の操作ルールによる差が不明である旨主張する（原告ら準備書面13第1の1・2及び3ページ）。

しかし、野村ダムからの放流量や、野村ダム直下の流量に配慮した検討を

*2 本件報告書においても、最大流量が毎秒2860立方メートルを下回るものが既往洪水の8割を占めていることが考慮されていた（被告国第6準備書面第1の3(2)ア・18及び19ページ）。

行ったことは、被告国第5準備書面第2の5(1)及び(2)(22ないし24ページ)並びに被告国第6準備書面第1の3(3)ア(19及び20ページ)で述べたとおりであり、原告らは被告国の主張を正解していない。すなわち、新たな操作ルールは、まず、下流における浸水被害の軽減を優先した操作ルールを検討した結果、下流優先の操作ルールでは、旧操作規則と比較して、洪水調節容量が不足する場合の最大放流量の増大といったダム直下流に対する悪影響が懸念され、次に、これらを是正するため最大放流量を抑制し、上流(ダム直下流)への悪影響を生じさせないことを優先した上流優先の操作ルールでは、大規模洪水時には旧操作規則と同様の洪水調節効果が得られる一方、中小規模洪水(近年の実績洪水)の際は、旧操作規則による場合よりも洪水調節効果が低減するという結果となったことから、これらの操作ルールの中間的な位置づけとなる、中小規模洪水に対して洪水調節効果を発揮し、大規模洪水時の洪水調節効果にも悪影響を及ぼさない操作ルールを検討するという過程を経て検討が行われたものであり、もとより野村ダム直下流における流量の変化についても検討過程において配慮がされている。

- (2) 前記1(2)記載の実績11洪水を縮小・拡大した計55洪水に対し旧操作規則による操作を行った場合と平成8年変更後の操作規則による操作を行った場合とのシミュレートにおける野村ダムの最大放流量は、本件報告書8-33ないし8-37ページに記載されている。ハイドログラフの存否については、前記1(1)のとおりである。

以上

11

